

利用者負担額(保育料)について(月額)

2019年10月～



| 利用者負担額表(2号認定・3号認定) | | | |
|-------------------------------|-----------------|--------|--------|
| 保育所・認定こども園・地域型保育事業(小規模・事業所内等) | | | |
| 階層 | 市民税所得割 | 3歳未満 | |
| | | 標準時間 | 短時間 |
| 1 | 生活保護 | 0 | 0 |
| 2-1 | 非課税 | (※要保護) | 0 |
| 2-2 | | | 0 |
| 3-1 | 均等割のみ | (※要保護) | 4,800 |
| | | | 9,600 |
| 3-2 | 1-48,599 | (※要保護) | 7,150 |
| | | | 14,300 |
| 4-1 | 48,600-50,899 | (※要保護) | 8,750 |
| | | | 17,500 |
| 4-2 | 50,900-54,699 | (※要保護) | 9,000 |
| | | | 20,000 |
| 4-3 | 54,700-77,100 | (※要保護) | 9,000 |
| | | | 28,500 |
| | 77,101-96,999 | | 28,500 |
| 5-1 | 97,000-108,399 | | 35,400 |
| 5-2 | 108,400-168,999 | | 42,800 |
| 6-1 | 169,000-190,299 | | 51,100 |
| 6-2 | 190,300-300,999 | | 58,900 |
| 7-1 | 301,000-338,999 | | 69,700 |
| 7-2 | 339,000-396,999 | | 77,600 |
| 8 | 397,000以上 | | 87,400 |

2019年10月より、3歳児クラス以上の保育料は無償化となります。副食費、主食費、延長保育料等は実費として別途費用がかかります。

【ひとり親等の要保護世帯について】

- ・左表の要保護欄が適用されるのは、下表の世帯状況に該当し、必要書類を提出した世帯です。
- ・1～4の世帯状況に該当する場合、入所申請書類の該当項目記載欄にチェックを入れた上で、入所が決定した際には必要書類に記載されているいずれかの書類のコピーをご提出いただくこととなります。
- ・既に入所している場合で、新たに世帯状況に当てはまった場合は必要書類を提出してください。
- ・世帯状況が変わったときは、必ず申し出てください。(例:婚姻等で単親ではなくなった場合、手帳等の交付を受けなくなった場合、手帳を所持していた同居者と別居した場合など。)なお、年度を超えての遡りは行いません。

| 世帯状況 | 必要書類 |
|------------------------|---|
| 1 単身世帯 | 児童扶養手当証書・母子家庭等医療費受給者証・遺族基礎年金の受給がわかるもの、戸籍簿本+保険証(単親家庭であって、子を扶養していることがわかるもの) |
| 2 同居者が障害者手帳の交付を受けている世帯 | 身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳 |
| 3 特別児童扶養手当支給対象児童がいる世帯 | 特別児童扶養手当証書 |
| 4 同居者が障害基礎年金を受給している世帯 | 障害基礎年金の受給がわかるもの |

【利用者負担額の決定・注意事項について】

- ・利用者負担額は、父・母の市民税所得割額(4月から8月は前年度、9月から翌年3月の利用者負担額は当該年度)の合算で算出します。なお、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の税額控除(調整控除を除く)を適用する前の市民税所得割額により決定します。
- ・直系尊属(祖父母、曾祖父母)と同居し、父母の年収(児童手当・児童扶養手当の収入を含む)が100万円以下の場合、祖父母(いずれか一番高い方)の税額で利用者負担額を決定します。祖父母の年収も100万円以下の場合には曾祖父母(いずれか一番高い方)の税額で利用者負担額を決定します。世帯分離をしても同居の場合は同居扱いになります。二世帯住宅の場合、建物に共有スペースがある場合、同居とみなします。
- ・「3歳未満」とは、年度の4月初日の前日において3歳に達していない子ども(年齢は誕生日の前日に加算されます。)をいい、子どもが年度途中で3歳に達しても、当該年度中は3歳未満児の金額が適用されます。
- ・市から認定を受けた保育の必要量「保育標準時間」「保育短時間」によって、利用者負担額が異なる階層があります。
- ・世帯構成等に変更があった場合は、翌月から利用者負担額が変更になる場合がありますので、教育保育課へお知らせください。

【税額の確認について】

- ・税の確認ができない世帯に関しては税申告及び、課税証明書の提出を依頼することがあります。また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて利用者負担額を算定します。保育料算出に必要な税情報等が確認できない場合、保育料算出ができないため利用者負担額表の上限額(最高額)で仮決定し、徴収します。
- ・税額の変更があった場合、翌月から利用者負担額が変更になる場合がありますので、教育保育課へお知らせください。但し、税額の修正等による税額変更は過去に遡っての変更は行わず、教育保育課に申請後翌月以降の適用になります。

| 保育料の算定対象根拠 | |
|-------------------------|--|
| 2019年9月 ～ 2020年8月 | 2019年度市民税所得割額 (2018年1月～12月所得に対する課税) |

【市民税所得割額を確認することができる書類】

- ※2019年度市民税額(2018年分所得)に基づき算定する場合
- 2019年度市民税課税証明書 ※2019年1月1日時点住所の市区町村で発行
- 2019年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書
- 2019年度市民税・県民税税額決定納税通知書の前年中の所得に関する課税の内訳

【お様が2人以上いる場合について】

- ・2・3号認定は同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・特別支援施設等に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合、年齢の高い方から2番目の子どもは上記の額の半額(10円未満切捨て)、3番目以降の子どもは無料となります。但し、市民税所得割の額の合計額が57,700円(2・3号認定)未満の世帯については、年齢制限を撤廃します。
- ・市民税所得割額の合計額が77,101円未満且つ、(※)ひとり親等の要保護家庭の証明(下記参照)を提出された場合、第1子は各階層の要保護欄に記載されている金額が適用され、第2子以降の利用者負担額は無料となります。

【みなし寡婦制度について】

- ・保育料算定の際、未婚のひとり親も寡婦等と同等の取扱いができるようになりました。対象となる場合は、利用者負担額が減額される場合があります。別途申請が必要ですので、申し出てください。

【保育料の納付・滞納について】

- ・利用者負担額(保育料)は、保育にかかる費用の一部を、法に基づき保護者に負担していただくもので、保育施設の運営の原資となります。納付しなければ、地方税の滞納処分の例により財産の差押等の処分(給与の差押え等)を受けることがあります。(根拠法:子ども・子育て支援法附則第6条第7項および児童福祉法第56条7項及び第8項) 納付されない場合は、退所勧告を行うことがありますのでご注意ください。
- ・納付は、原則口座振替です。詳細は入所手続き時に案内します。引落しができない場合、督促状及び納付書(手数料80円加算)を送付します。督促状発送後は、金額により延滞金が発生し、納付迄加算されます。督促状送付後も納付がないと、法令の規定に基づき、滞納処分(給与の差押え等)を